

令和4年度 第2回 大阪市障がい者施策推進協議会 精神障がい者地域生活支援部会

1. 日 時：令和5年2月14日（火）午前10時00分～12時00分
2. 場 所：大阪市こころの健康センター大会議室
3. 出席委員：芦田委員、栄委員、大野委員、倉田委員、澤委員、潮谷委員、島田委員、新田委員、羽室委員（五十音順）

4. 会議内容

議題1 にも包括にかかる取り組みについて

- ・障がい者を有する家族等への支援について家族教室、一般精神保健福祉相談というところを挙げているが、障がい福祉サービスは非常に絶対数が不足している構造的な問題がある、精神障がい者への偏見の解消、区の相談員の十分な相談対応、退院後の住まいの問題などを含め「にも包括」を組み立てていくべき。
- ・ピアサポーターのリーフレットの配布について地域包括支援センターも対象に。
- ・ピアサポーターとなった後、新たな社会参加の場所が必要である。人とつながることは当事者には重要である。
- ・家族の高齢化に伴い、当事者の環境が変わり結果的に長期入院になるケースもある。
- ・高齢の入院患者の方や家族が高齢の方への退院支援と、比較的未だ若い方とは支援の対策を分けていく必要があると思う。
- ・退院先として救護施設が選ばれがちであるが、入院患者の方の中には、高齢で介護を要す方も多くいらっしゃる。入院患者のタイプ別に退院促進、地域移行を行うべき。特別養護老人ホームも退院先への選択肢にならないか。
- ・地域の支援者は精神障がい者への支援が専門でない方もいるので、つながる場などで有機的に連携していく必要がある。

議題2 精神保健福祉法改正について

- ・入院者訪問支援事業について市町村長同意による医療保護入院者等だけでなく入院形態に問わず行うべき。
- ・入院者訪問支援事業の周知に努め広く入院患者の方へ知っていただく事の必要性がある。

議題3 令和5年度におけるこころの健康センターの事業について

- ・ひきこもり支援について、大阪市は全国平均に比較しひきこもりが多い。各区でひきこもり相談対応を頂きたい。
- ・担当の支援者には継続して対応を行っていただきたい。長期にわたり続けることで、結果につながると考える。
- ・現状家族にかかる負担と責任が大きい。高齢の親は自分の事で精いっぱい。親自身も当事者である。障がい者施策推進協議会にも家族の声を伝えていく必要がある
- ・精神障がい者は、欠格事由により職種が限定されてしまい、思うように就職できないこ

ともあり将来への選択肢が狭まりひきこもってしまう。そういう方への具体的支援を考えていただきたい。

- 地域の中での多問題家族、就労、貧困、社会保障的なことも含め大阪精神保健福祉士協会として総合的な相談支援体制の充実事業に参加をし、そこでの精神保健福祉関連分野でのニーズは高い。各区にも精神保健福祉士の配置を行ってほしい。